

新型コロナウイルス感染症への対応を想定した第2回定例会の議会運営について

1 基本的考え方について

- 本県は、5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が解除されたところであるが、今後も基本的な感染防止策の徹底を継続する必要がある。
- 県議会としては、議事機関としての議会の責務を踏まえ、下記の感染防止対策を講じた上で、会期日程のとおり審議を進めることとするが、議員の感染等により状況の悪化が懸念される場合は、議会運営委員会を適宜開催し、審議方法（質問・質疑の方法や委員会付託等）や会期日程の変更（日程の短縮等）など弾力的な運営を検討する。

月日	曜日	議事予定	議会運営委員会（臨時含む）での検討事項
6.8	月	議会運営委員会 本会議（開会，知事提出議案説明）	<告示日以降，一般質問日前までに状況が悪化した場合> ①日程の変更（短縮） ②審議方法 ・一般質問は実施（文書による質問も検討） ・常任委員会への付託省略を検討
9	火	休 会（議案調査）	
10	水	休 会（議案調査）	
11	木	議会運営委員会 本会議（一般質問・質疑）	<一般質問日に状況が悪化した場合> ①日程の変更（短縮） ②審議方法 ・常任委員会への付託省略を検討
12	金	本会議（一般質問・質疑）	
15	月	本会議〔一般質問・質疑〕 議案常任委員会付託	
16	火	休 会（委員会審査準備）	<議案委員会付託後に状況が悪化した場合> ①議運を開催し，常任委員会の開催について協議 ・開催の場合⇒説明者を限定し，付託案件のみ審査 ・開催しない場合⇒会議規則第45条第3項の対応とし，会期短縮のうえ本会議採決も検討 ※ 調査特別委員会は，閉会中の開催を検討
17	水	休 会（常任委員会）	
18	木	休 会（常任委員会）	
19	金	議会運営委員会 本会議（予算特別委員会再付託）	
20	土	休 会（予算特別委員会）	
22	月	休 会（魅力向上調査特別委員会）	
23	火	議会運営委員会 本会議（委員長報告，採決，閉会）	

2 本会議の運営について

- 一般質問・質疑における出席議員を3分の2程度に調整することとし、質問の合間の2回の休憩時に出席議員の入れ替えを行う。
- 退席する3分の1の議員は、控室でモニター等を視聴する。
- 傍聴については、マスク着用や手洗い等を徹底の上、傍聴席は間隔を空けて設ける。
（傍聴席300席 ⇒ 概ね50席）

3 常任委員会の運営について

(1) 委員会の開催方法

- 委員会の審査については、原則として付託案件及び所管事務（新型コロナウイルス感染症対策関係を含む）について審査を行い、効率的な運営に努める。
- 密集状態を緩和するため、次のとおり特別委員会室を使用し、2日に分けて開催する。

開催日 会場	6月17日（水）10:30	6月18日（木）10:30
特別委員会室1	営業戦略農林水産委員会	保健福祉医療委員会
特別委員会室2	防災環境産業委員会	土木企業委員会
決算特別委員会室	総務企画委員会	文教警察委員会
予算特別委員会室	—	連合審査会 (総務企画委員会, 防災環境産業委員会)

- 説明聴取及び質疑の際は、タブレット端末を活用して委員の出席数の調整を行う。
(オンライン委員会の試行)
- 傍聴については、マスク着用や手洗い等を徹底の上、傍聴席は間隔を空けて設ける。
(傍聴席 13席 ⇒ 6席, 予算特別委員会室 40席 ⇒ 21席)

(2) タブレット端末を活用したオンライン委員会の試行

- 今定例会の委員会からタブレット端末が導入されるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当該タブレット端末のビジネスチャットアプリ（WowTalk（ワウトーク）※）を活用し、オンライン委員会を試行することとする。

※ WowTalk（ワウトーク）

社員同士が円滑に連絡を取り合うことができる「社内コミュニケーションアプリ」。
「複数人ビデオ通話機能」により、インターネット環境さえあれば、場所を問わず、互いの表情を見ながら、リアルタイムに複数人でのコミュニケーションが図れる機能。
参加人数が最大で5名までと制限あり。

(参考) 会議システムの比較

会議システムの種類	利用 人数	料金	セキュリティ	評 価
Cisco Webex Meetings (シスコ ウェブ エક્ス ミーティングス)	100 名	5 万円/年	強い	・ 執行部で使用(10 会議分) ・ 議会の活用枠がない
Zoom ミーティング	100 名	2.4 万円/年	弱い	・ セキュリティが弱く、執行部 は使用を自粛
<u>WowTalk (ビジネスチャット)</u>	5 名	3,000 円/年 (1 人あたり)	強い	・ 議会事務局において整備済み ですぐに活用が可能

- 今定例会における常任委員会進行のイメージは以下のとおり。

次 第	本室（特 別 委 員 会 室）	別室（常任委員会室）
委員会開会	正副委員長，委員 A，委員 B	－
< 委 員 入 れ 替 え >		
執行部説明①	正副委員長，委員 A	委員 B
質疑①－ 1	正副委員長，委員 A	委員 B
< 委 員 入 れ 替 え >		
質疑①－ 2	正副委員長，委員 B	委員 A
<< 執 行 部 入 れ 替 え >>		
執行部説明②	正副委員長，委員 B	委員 A
質疑②－ 1	正副委員長，委員 B	委員 A
< 委 員 入 れ 替 え >		
質疑②－ 2	正副委員長，委員 A	委員 B
< 委 員 入 れ 替 え >		
採決・閉会	正副委員長，委員 A，委員 B	－

※ 正副委員長以外の委員を 2 グループ（4 名×2グループ）に分ける。〔委員 A，委員 B〕

※ 別室の委員は各自のタブレット端末により資料を閲覧することとし，別途，事務局において用意した Web 会議用タブレット端末（1 委員会あたり 3 台〔正副委員長用 1 台，別室 2 台〕）により委員会の様子を視聴する。

※ 別室の委員は離席扱いとなるため発言はしない。

- なお，委員会をオンライン会議により開催することについては，総務省から，「各団体の条例等について必要に応じて改正等の措置を講じ，新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点等から，委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に，映像と音声の送受信により，相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えない」との見解が示されている（令和 2 年 4 月 3 0 日付け総務省自治行政局行政課長通知）が，実際の開催には，
- ・通信の品質，安定性（室外にいる委員に聞こえるか。）
 - ・新たな会議システム（5 0 名程度）導入の検討や操作・不具合時のフォロー体制
 - ・会議システムと文書共有システムの一つのタブレットでの併用操作性
 - ・会議録を作成するための音源の確保
 - ・議員が自宅等から参加する場合における，紙資料の配付方法や各議員等における W i - F i 環境整備など，想定される様々な課題を検証していく必要がある。